

『新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金』の公募開始！

東近江市商工会会員事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために販路開拓に取り組んだ中小企業に対して、
上限 **5万円（補助率10/10）** の補助が受けられます。

※税抜き・千円未満切り捨て

※助成対象は、**令和4年4月1日**以降に実施・支払いした経費で、**申請時に支払い完了した経費**が対象です。（ただし、予算がなくなり次第終了で先着順。）

※助成金の申請・交付は、年度内で1回限りで、**昨年の申請者も申請可能です**（他商工会で助成されている事業所は不可）。**また、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金」との両方の申請はできません。**

※助成金採択後の助成金振込につきまして、申請後2～3か月程度かかる場合があります。

取組例

広告宣伝

<取組例>

新聞・雑誌等の掲載、パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング等



展示会へ参加

<取組例>

展示会、見本市、商談会の出展等



申請方法

東近江市商工会窓口でのみ受付

申請書類等は7点（申請時に下記の書類をご提出ください。）

- ① 新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金交付申請書
- ② 申請時チェックリスト

※上記2点は、東近江市商工会のHPからダウンロードしてください。

- ③ 展示会・広告宣伝の費用明細が記載された請求書等のコピー
- ④ 支出を証明できる書類（振込明細・領収書等）のコピー
- ⑤ 実績を確認できるもの（展示会写真、チラシ等の原本）
- ⑥ 助成金振込先口座の通帳のコピー（見開き1・2ページ目）等
- ⑦ 印鑑（認印、会社印※シャチハタ不可）

受付期間

2022年9月1日（木）～10月31日（月）9時～16時
（土・日・祝日除く）

（ただし、予算がなくなり次第受付終了・先着順）

事業実施期間

2022年4月1日～11月30日までに取り組んだ事業が助成対象になります。

※11月30日を過ぎて実施した事業は対象外となりますのでご注意ください。

QRコード



お問い合わせ先

補助対象経費や申請書類等でわからないことがあれば、
東近江市商工会（TEL:0749-45-5077）までお問い合わせください。

《目的》

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、積極的に販路開拓に取り組む中小企業に対して必要経費の一部を助成することにより、事業者の受注及び販路開拓・拡大を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下において経営安定を図ることを目的として、「新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金」を交付します。

《応募できる方》

東近江市商工会に加入する中小企業

※中小企業とは、下の表に該当する事業所

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

《対象経費》

① 広告宣伝費

(販路開拓に繋がる商品・サービスの名称や宣伝文句が付記されて広報を目的としたもの)

新聞・雑誌・地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

② 展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費

《対象外経費例》

① 広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀状や暑中見舞いの印刷代・はがき代、名刺やカレンダー等の単なる印刷代等は対象外とします。

※求人広告等の商品・サービスのPRでない経費は対象外とします。

※自社でチラシ等を作成する場合の消耗品(用紙代・インク代等)は対象外とします。

※景品・粗品・ノベルティ等の経費は対象外とします。

※設備投資(看板・店舗改装等)の経費は対象外とします。

② 展示会出展費

※人件費は対象外とします。※展示会等の中止に伴うキャンセル料は対象外とします。

《注意点》

※同一の事業内容で、「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会等からの補助金・助成金」を受けている場合は、助成の対象外とします。

また、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金」を受けている場合は、助成の対象外とします。

※次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すと同時に、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

① 提出書類に虚偽の記載があったとき

② 助成金交付の条件に違反したとき

③ 助成事業の実施について不正行為があったとき

④ 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき